

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）定款第32条に定める会員について規定するものである。

(会員)

第2条 会員とは、椎葉村に居住するもので、村社協の趣旨に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

(会費)

第3条 会員は、次の各号の会費を納入するものとする。

- (1) 一般会員 一世帯当たり 年額 600 円
- (2) 賛助会費 一口当たり 年額 1,000 円
- (3) 団体会費 一口当たり 年額 10,000 円

(会費の納入)

第4条 本会は、次の方法により納入するものとする。

- 1 一般会員については、各地区組合長において徴収し、納入するものとする。
- 2 賛助会員、団体会員については、社協職員において徴収し、納付書によって納入する。
- 3 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほか、返還しないものとする。

(会費の減免)

第5条 会長は、会費に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(報告)

第6条 会員に対し、各年度予算、決算事業の報告は、「社協だより」によって報告する。

(雑則)

第7条 この規程に定めない事項について必要があるときは、会長がこれを定める。

附則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改訂後の規程は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。